

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 対象建物 大和高田市総合福祉会館
- (2) 需要場所 奈良県大和高田市大字池田4 1 8番地の1
- (3) 業種及び用途 官公署（福祉施設）

2. 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備、契約受電設備等
 - ア 電気方式 交流3相3線式
 - イ 標準電圧 6,600V
 - ウ 計量電圧 6,600V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線
 - カ 予定契約電力 85kW
 - キ 予定使用電力量 (別紙2のとおり)
 - ク 契約受電設備 (別紙1のとおり)
- (2) 契約電力
その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- (3) 各月の電力使用計画及び実績
契約電力、最大需要電力、使用電力量 (別紙2のとおり)
- (4) 需給期間
令和3年10月1日0時から令和5年9月30日24時まで
- (5) 需給地点
需要場所構内第1柱に大和高田市が施設した高圧気中開閉器の電源側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
(5) 需給地点と同じ
- (7) 保安上の責任分界点
(5) 需給地点と同じ。
- (8) 検針日及び計量
検針日及び検針方法は、供給者との協議により定めるものとする。計量期間は、毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間とし、計量は、電力量計により記録された値によるものとする。
- (9) 代金の算定期間
代金の算定期間は、毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間とする。
- (10) 料金制度
料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく2部料金制など各者ごとに設定できるも

のとする。

(11) 請求に係る料金の算定及び請求の明細

ア 使用電力量の単位は1 kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入することとする。

イ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円としその端数は切り捨てることとする。但し、消費税等相当額を加算する場合は、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てることとする。

ウ 請求の際は、使用料金等の明細を付けることとする。

(12) 力率

ア 力率は、その月のうちの毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。単位は1%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合は、その瞬間力率は100%とする。)

イ 供給者は、契約期間において、その1月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(13) 燃料費調整額

当該地域を管轄する旧一般電気事業者の特定小売供給約款によるものとする。なお、応札価格の算定に当たっては、燃料費調整額は考慮しないこととする。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金とする。応札価格の算定に当たっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。

(15) 精算金

契約受電設備を新たに設定し、契約受電設備の総容量を増加した日以降1年に満たずに電気の使用を廃止しようとし、又は契約電力を減少しようとする場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(16) 支払方法

供給者は代金の算定後速やかにその代金の請求を毎月行うこととし、大和高田市社会福祉協議会は原則として供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(17) その他

ア フリッカ発生器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特に有していない。

イ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の供給条件等によるものとする。